

丸亀市スポーツ少年団
単位団代表者 各位

丸亀市スポーツ少年団
本部長 齊藤 栄 嗣

公印
省略

「まん延防止等重点措置」適用期間の延長に伴う、スポーツ少年団活動の自粛について

日頃から、本市スポーツ少年団活動について格別のご理解ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、既に報道等でご存じのとおり、現在香川県に適用されております「まん延防止等重点措置」については、新型コロナウイルス（オミクロン株）の猛威による流行「第6波」の中、新規感染者数に歯止めがかからないことから、当初の2月13日（日）までの期限を3週間延ばし、3月6日（日）まで延長されることとなりました。

これに伴い、2月1日付けで、ご連絡いたしましたように、2月13日（日）までの期間、スポーツ少年団活動の制限や自粛をお願いしているところですが、引き続き、2月14日（月）から3月6日（日）までの期間については、原則（例外以外は）、スポーツ少年団活動の自粛の延長をお願いすることといたしますので、各単位団におかれましては、現在の本県・市のコロナ禍の厳しい状況をご理解いただき、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 活動実施の可否について

	区 分	実施の可否
ア	自団のみの練習や活動	× ※（例外あり）
イ	県内のスポーツ少年団、クラブチーム、学生、一般等との練習試合を含めた合同練習会等	×
ウ	<u>県内大会等への参加</u>	<u>○</u>
エ	全国または四国ブロックの種目別統括競技団体、及び日本スポーツ少年団等が主催する大会等への参加	○
オ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エに示した直近の大会等への出場が決定している団を除く）	×
カ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい	×

〈※アにおける留意点〉

原則、団活動は自粛とするが、ウ及びエの大会等への参加が決定している場合（概ね3月末までの大会）は、自団のみの練習や活動を認める。ただし、(1)(2)について遵守してください。

(1)平日2時間、休業日3時間を上限とし、休業日における昼食を挟む活動は認めない。

(2)密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動、大きな発声や激しい呼吸を伴う活動は実施しないこと。

2. 指導者の皆様へ「スポーツ少年団活動にあたっての留意事項遵守のお願い」

(1)県内大会等への参加については、感染状況等を十分勘案の上、指導者のみで決定するのではなく、育成母集団等スポーツ少年団関係者との間で大会要項（感染対策他）等を十分に確認した上で慎重に判断してください。また、参加については、本人及び保護者の意志を十分確認し、尊重してください。

なお、予定していた県内大会等への参加を取りやめた場合は、上記のとおり2月13日（日）～3月6日（日）までの期間については、団活動は自粛してください。

(2)今後についても、収束が見えない、或いは再び感染が急拡大する等、状況によっては県や県教育委員会、また丸亀市等から現在の規制内容が延長・変更される場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。